



流山市監査委員告示第8号

定期監査・行政監査の結果に基づき講じた措置について、流山市選挙管理委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別添のとおり公表します。

令和8年7月31日

流山市監査委員

岩原 淳一



流山市監査委員

中川 弘





流 選 管 第 1 4 号
令 和 8 年 7 月 1 3 日

流山市監査委員 岩原 淳一 様
流山市監査委員 中川 弘 様

流山市選挙管理委員会
委員長 高橋 亨子



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和8年2月19日付け、流監第144号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	令和8年2月19日・流監第144号		
監査の種別	定期監査・行政監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
選挙管理委員会事務局	意見	前渡資金整理簿等が未作成（パソコンによる管理等含む）、または記載に誤りや漏れがあった。公金に関する帳簿であることを再認識し、規則に定められた前渡資金整理簿の作成及び記載を徹底し、厳正に管理されたい。	前渡資金整理簿の記載方法に一部誤りがあったため、正しい記載方法に改めました。また、資金前渡の取扱い等に係る注意事項の再確認を行い、職員間で共有し、徹底を図りました。
選挙管理委員会事務局	意見	業務の履行は期間内に行われていたものの、受託者からの請求書等関係書類未提出により、履行期間終了後一か月以上経過したのちに支出票を起票していた。請求書受領後30日以内に支払いは行われており、支払遅延防止法の規定は遵守されているが、未払いが発生するリスクも懸念されることから、同法の趣旨を踏まえ、業務履行完了後は、速やかな請求書等の提出を受託者に求めるなど、迅速かつ適正な支出事務の執行に努められたい。	履行完了後の業務について、請求書等の提出状況を確認し、未提出であれば受託者に早期に提出するよう求めることを事務局職員に周知しました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。